慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	分析的政治哲学の系譜論			
Sub Title	A genealogy of analytical political philosophy			
Author	松元, 雅和(Matsumoto, Masakazu)			
Publisher	慶應義塾大学法学研究会			
Publication year	2011			
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and			
	sociology). Vol.84, No.8 (2011. 8) ,p.35- 68			
JaLC DOI				
Abstract				
Notes	論説			
Genre	Journal Article			
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110828-0035			

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

践する時、人は分析的になるのである。」(G・A・コーエン)

に正確にどう役立つのか。それは真であるのか。この種の(しばしば苦痛を伴う)自己批判を実

分析的政治哲学の系譜論

はじめに

ポスト言語分析と政治哲学 分析的政治哲学の出自 言語分析と政治哲学

三 二

六 五 四 おわりに 『正義論』以降

わりに、ものを書く際には次のことを自問しようとした。この一文は、説明や論証を展開するの 「リーヴァイからの忠告の後、 私は(少なくとも部分的には)……詩人風に書くのを止めた。 松

元 雅 和

代

はじめに

含まれる。 者のほか、 である。 ここでいう分析哲学とは、 言語哲学を中心に、 現代英米圏の政治哲学の多くは、 政治哲学においては、 R ・ノージック、 論理学や言語学、 B・ラッセルとG・E・ムーアの観念論批判を契機として、戦後のオックスフォ D・ゴーティエ、R・ドゥオーキンといった論者が、大まかに「分析系」 B・バリー、 しばしば分析哲学の影響を受けた「分析的」政治哲学として特徴づけられる。 科学哲学等の諸分野と関係しつつ、二十世紀に発展した英米圏の哲学部 G·A・コーエン、 D・ミラーといったオックスフォード の範疇に 大学出

について検討したが、(4) それはなぜかという問いに接近することができる。筆者は別稿で、方法論的観点から分析哲学と政治哲学の関係 実を伴わないまま、 ることも多い。確かに、このラベルに含まれる政治哲学を総括するような確定的定義を示すことは難しい。 ところが、現代英米圏の政治哲学の何がどう「分析的」なのかは、 その成立と発展の系譜を辿ってみることで、分析的政治哲学者がどのような特徴を共有しているか、 単に 本稿では主として系譜論的観点からその検討を行ってみたい。 「英語圏」という地理的意味と置換可能な概念として、「分析系」 必ずしも明確でない。 のラベ その結果、 ル が 用 実態や内 そして いられ ただ

その何を再生させたのか、さらに重要なことに、こうした政治哲学内部の変遷が二十世紀以降の分析哲学の興隆 哲学は死んだ」も同然となっており、 うことになっている。 である。 ここで論点を複雑にしているのは、 通説では、 一九七〇年代に「政治哲学の復権」が生じたとされる。すなわち、それ以前 しかしながら、 英米圏の政治哲学が、分析哲学の影響下で幾つかの変化を見せていること ロールズ以前にどのような背景で政治哲学が「死んだ」 J・ロールズ『正義論』の出版(一九七一年)がそれを再生させた、とい のか、 の 一 時期 口 1 ル 政治 ズが

ある。 というより大きな文脈とどのような関係にあるのか、といった点は必ずしも明らかでない。特に、現代英米圏 ようにロールズが新しいのかを明らかにするためには、その前後の時代状況をやや詳細に掘り下げてみる必要が 政治哲学を紹介する国内外の文献は、『正義論』 出版以降の動向に重点を置く傾向が強いが、 なぜ、そしてどの

学の影響下で〈分析的研究〉を主たる学問的課題にしていたことを明らかにする おりである。はじめに大陸哲学との対比から、哲学部門における分析哲学の方法論的概要を示す 程を明らかにすることは、その内容を理解するうえでも役立つことが大きいに違いない。 正 主要な学問的特徴を明らかにすることである。英米圏で現在支配的な政治哲学のディシプリンの歴史的成立過(5) 本稿のねらい 論 それぞれ分析哲学における言語分析とポスト言語分析の段階を取り上げ、この時期の政治哲学が、 の出 版以降を手短かに振り返り、 は、 現代英米圏の政治哲学で主流となっている「分析的政治哲学」を歴史的に振り返りつつ、 〈規範的研究〉として再生した政治哲学の展開を概観する (第三節・第四節)。 本稿の構成は以下の (第二節)。 (第五節)。 最 後に、 そ 次

分析的政治哲学の出自

る本格的検討は哲学分野での専門的研究に委ねることが賢明であるが、(6) かの学問分野に「分析的」 で分析的政治哲学との関連から、 その名が示すように、 分析的政治哲学には「分析哲学」という上位カテゴリー の形容詞を冠する場合、 その親元である分析哲学に見出される大まかな知的傾向を概観しておきたい どのような意味が付加されるのであろうか。この問いに関す 本節ではこれらの研究を踏まえ、 がある。 しかしそもそも、 何ら

分析哲学とは何か

T の年、ラッセルは三十一歳、ムーアは三十歳の若さである)。大陸哲学に並ぶ英米固有の哲学としての分析哲学の誕 玉 のラッセルとムーアである。二人は、ドイツの論理学者G・フレーゲの著作に影響を受け、 ムーアが 流を占めていた観念論に対して公然と異を唱えた。H・スペンサーが没し、ラッセルが フォード大学を中心として学派を形成していた。こうした哲学の潮流に批判を浴びせたのが、ケンブリッジ大学 知的 の哲学状況は、とりわけ一八六○年頃よりへーゲルの影響を受けた観念論 H・グリーン、F・ブラッドリー、B・ボザンケ、J・M・E・マクタガートといった論者が、オックス 運動としての分析哲学(analytic/analytical philosophy)は二十世紀初頭の英国で始まった。 『倫理学原理』をそれぞれ出版した一九〇三年は、 英国哲学界の世代交代を印象づける年となった (理想主義) が主流を占めており、 『数学の諸 当時英国哲学界で主 それ以 原理』 を、 の英

この点につき、 として用いられる。それでは、分析哲学者は大陸哲学との対決のなかで、どのような特徴を備えていったのか。 もっていた。実際、 以上のように、分析哲学は成立当初から、ヘーゲル観念論に代表される大陸哲学への対抗思想という特徴を 戦後英米哲学の重鎮B・ウィリアムズは次のように言っている。 ヨーロッパ大陸との対比から、分析哲学はしばしば地理的名称である「英米哲学」それ自体

生である。

にする。 現代の他の哲学と分析哲学とを区別するものは、 明晰であること、これである。 (®) そして……まずまず平明だといえるような語り方を特徴とする……/分析哲学の目標は、 その話 の進め方にある。 分析哲学は、 論ギ 証え を要求し、 常に唱えられるよう 区別を大切

以上の指摘から、 分析哲学の特徴をさしあたり以下の三点にまとめておこう。

- させねばならない」(9) 晰化である。 見通しのよいものにすることである。 設定からして混乱をきたし、 哲学は本来単純であるはずの事柄をことさらに複雑な様相に見せかけている。 哲学に対して英米哲学者が抱く不満の根本をなしている。 a 明晰化-……思考は、 分析哲学は明晰であることを目指す。 そのままではいわば不透明でぼやけている。哲学はそれを明晰にし、 先の見えないものになっている。 L・ウィトゲンシュタインが言うように、「哲学の目的は思考の それは、 哲学は複雑な事柄を単純に示すことであるのに、 哲学の目的は、こうした問題の複雑性を取り除 ヘーゲル観念論のようなヨーロ その結果、 哲学的諸問題は問 ツパ 限界をはっきり 大陸 論 理 由 的 来 明 0)
- きつき、この究極的な違いによってわれわれが定義している全体の特殊性を説明する」のである(ユロ) が、 還元しようとする。 すなわち、 本的方向性が問題を総合することであるのに対して、 0) 世界や存在に通底するグランド・ 世界を仔細な個別のユニット 幾つかの 明 晰化 こうして「可能な限り分析を進めると、 概念的区別を導入することで、一つの事実や命題を、 0) 部として、 分析哲学者は ナラティブを描き出すことであるとすれば、 事実や命題 「区別」 新たな哲学の基本的方向性は問題を分解することであった。 に分割することである。 それは単純に他のいかなるものとも違ったものに行 の作業に特別の関心を寄せる。 それ以上区別できない単純な要素 弁証法に代表される形而上学 逆に分析哲学者の関心は、 従来の哲学者 0 関 単
- あ 演繹や帰納とい (まりにも逆説的なために誰も信じないような事柄で終わることにある」。 ラッセ 論証 ルが言うように、 った基本的な論理学的モデルに従って再び構造化する。 分析哲学者の仕事は区別では終わらない。 「哲学をするときのコツは、 わざわざ述べるまでもないほど単純な事柄から始めて、 分析哲学者は、 これ いったん単純化された事実や命題を、 が 見自明で取るに足らない事実や命 二論 証 と呼ばれるプロ セスであ

していくことが、

分析哲学者の課題である。

る。こうした分解 題 のユニットを、 妥当な論証過程によって組み合わせなおすことで、驚くべき大胆な結論を引き出すことができ ||再構成的な手法を用いて、 当初の複雑な哲学的諸問題を真偽の判断に耐えうる客観的

徴を多かれ少なかれ分有していたというのが実情であろう。また、一口に大陸哲学といっても、その内実や分析見れば、ロック、バークリー、ヒュームといった英国経験論をはじめ、二十世紀以前の哲学もまた、それらの特 ことで満足したい 哲学との距離は多種多様である。ここではさしあたり、 英米哲学をきっぱりと切り分ける分割線となるわけではない。 すことはできたと思う。 伝統であり、 の発明であるどころか、 これらは分析哲学の特徴を示す包括的なリストではないが、 その点から明晰化・ 啓蒙思想期からヨー もちろん、これらのリストが二十世紀以前の哲学あるいは大陸哲学と、二十世紀以降 区別・論証といった作業を重視する哲学的傾向を、 ロッパで比較的一貫した哲学的傾向であるかもしれない。(3) 当初分析哲学者が論敵としていたのがへ 大陸哲学との対比から、 右記のような分析的特徴の重視は二十世紀英国 大まかに「分析系」 その一 定の輪 ーゲル観念論 郭を描 口 一と呼ぶ 一顧的に き出

に、 学とは批判を通じて世界を解放するひとつの実践であるのだ。こうした強烈な批判意識を前にして、哲学者が仔 事実や命題をめぐって明晰化 危機にあるものとしての現在に対する反省的意識を助長する手段」である。すなわち、大陸哲学者にとって、 (5) のであるかもしれない。S・クリッチリーが言うように、「大陸的伝統の多くにとって、 な分析 ところで、 知識の獲得と世界の変革という異なった役割課題を引き受けているとも考えられる。、、、、 (16) 0 作業に興じるのはいかにも的外れである。 分析哲学の観点のみから大陸哲学を逆照射するのは公平でない。大陸哲学者に言わせれば、 区別・ 論証に没頭する分析哲学の仕事は、そもそも全然「哲学」とは呼べないも すると、分析哲学と大陸哲学は、 「哲学」という名のもと 哲学は現在を批判し、 此 細 哲 な

細

0

関心を規定するものではない。事実そうであるように、 統的な哲学的諸問題から、 である。 値中立を標榜する狭義の分析的関心のみならず、現状の批判と変革を企図する規範的関心をも包含しているから とはいえ、こうした二分法を過度に強調すべきではない。すぐ後に見るように、 要するに、 明晰化・区別・論証といった分析的特徴は哲学のスタイルを規定するものであって、哲学の 科学哲学、法哲学、倫理学、 これらの特徴は、 政治哲学まで多種多様な研究分野に適用可能なのである。 認識論、 存在論、 現代の分析的 心の哲学といった伝 政治哲学は、 価

分析的政治哲学の分業的役割

味で、 たん正 分析的 度がい たいことは、これら二つの歴史を重ね合わせながら、 析哲学の傾向を共有するものをいう。 義務に関する指令的あるいは評価的関心である-ることである。A・J・シモンスが言うように、「政治哲学に特有のことは、 一十世紀の分析哲学の興隆に大きな影響を受け、 系譜論とは ところで、よく言われるように、 話を政治哲学に戻そう。「分析的政治哲学」とは、 分析的政治哲学の成立と発展は、 政治哲学の発展史を辿るうえで重要な論点は、 かに正当化されうるか、 面から論じられることがなくなったということである。 この規範的関心がいったん失われ、 私たちとその政治的官吏が公共生活でいかに振舞うべきかに関する関心である」。(エア) 政治学の他部門と比較した政治哲学の学問的役割は、 英米圏の政治哲学は、法哲学や倫理学のような隣接する諸分野と同様に、 分析哲学の成立と発展と並行して進んでいる。 一般に「分析系」と括られる傾向を共有するに至った。その意 ―要するに、 徐々に取り戻されていった経緯として大きく捉えることがで 学問分野としての政治哲学のなかで、 現代にまで至る分析的政治哲学の系譜を辿ることである。 当時の分析哲学との関係において、この それゆえ、 政治社会がいかにあるべきか、 口 一顧的に見るならば、 正当化、 次節以降で詳しく検討 価値、 〈規範的 特に以上のような分 規範的関 政治政策や政治制 徳、 分析的 研究〉 理想、 心が 政治哲学 に携わ 利

図表 1 政治学における役割分業

	経験的研究	規範的研究	分析的研究
言語分析の段階	政治科学		政治哲学
ポスト言語分析の段階	政治科学	(政治哲学)	政治哲学
『正義論』以降の段階	政治科学	政治哲学	(政治哲学)

この点を、

度、 ぞれ別個の 的意思決定に参加する資格は誰にあるか」といった問いである。 問 表1)。何らかの政治に特有の事柄 る要因は何か」といった問いである。 なぜ民意が政治に反映されるべきなのか」「集団の決定は個人の自由を制約しうるか」「民主 いに答えることである。 過程に関する〈経験的研究〉がある。 がある。 間 「民主主義の構成要素とは何か」「民主主義は独裁制と何が異なるのか」といった 政治学における経験的 i V の立て方がある。 第二に、民主主義のあるべき姿を探求する 第一に、 /規範的 -例えば民主主義 「どの国がどの程度民主的であるか」「民主化を進 民主主義の意味や用法を確定するという /分析的研究の区別を用いて整理してみよう を学問的に考察する際には、 第三に、 〈規範的 民主主義の歴史や 研究〉 〈分析的 がある。 それ **図** Ò 研

政治哲学者は ではない ていたのである。その後、 成立・発展段階 こうした課題において、 〈規範的研究〉 *(*) 〈規範的研究〉に従事している。 時期、 現代の政治哲学者は政治科学者との分業上、主として-政治哲学者は徐々に 政治哲学の分業的役割は から撤退し、 もっぱら 〈規範的研究〉 しかし、 〈分析的研究〉 〈規範的研究〉にはなかった。 後述するように、分析的政治哲学の への関心を取り戻すようになっ にのみ従事するようになっ ある時期 もつ ぱ

あろうか。実に、 それでは、 政治哲学者が一時手放した 誰も引き受けなかったのである。 〈規範的 研究〉 分析哲学の興隆の影響下で、 を、 体誰 が代わりに引き受けたの 時期政治学

学の復権」以降のことである。

ていくが、それが政治哲学の主たる分業的役割になるのは、

九七〇年代の

1

わゆる

一政治哲

における 時期とも その後再び取り戻すに至ったのか、 一致している。 〈規範的 研究〉 次節以降では、 は宙に浮いていた。それは、 なぜ、そしてどのように、 事の経緯をより詳しく追ってみたい。 倫理学において規範倫理学に代わるメタ倫理学が興隆した 分析的政治哲学者が 〈規範的 研究〉 **の** 関

三 言語分析と政治哲学

において言語分析が最盛期を迎えていた頃 は、 下にあった政治哲学は以上のような根本的な変化を遂げていたのだ。 細分化の過程で政治哲学者にはどのような課題が託されていたのであろうか。それは一言でいえば、 れる科学主義や実証主義の影響下で事実と価値の分離を徹底する 一十世紀前半の政治学では二つの を政治科学者に委ねたうえで、 当時英国で発展していた言語哲学がもたらした〈分析的研究〉 〈規範的研究〉 面でディシプリンの細分化が進んでいた。 (一九四五─六○年のオックスフォ から撤退し、 〈分析的研究〉 〈経験的研究〉 の精緻化の過程がある。 ードがその時期にあたる)、 に没入することである。 方には、 の自立化の過程があり、 ウィーン学団に代表さ それでは、 〈経験的 その影響 こうした 分析哲学 他方に

経験的/規範的/分析的研究の切断

Ļ ムーアが見るところ、 (naturalistic fallacy) とは、 一十世紀の分析哲学の出発点となったのは、 価値と事実は異なった世界に生じる異なった現象であって、それぞれ別個の知識を要求するのである。 当時倫理学を席巻していた潮流は、 「善い」のような価 値 倫理学者ムーアの自然主義的誤謬批判である。 命題を、 何 その多くがこの誤謬に基づいて構成されていた。 5 か の事実命題から導出しようとすることを指 「自然主義的誤謬」

ことはできない 世紀の哲学者D・ヒュー のであるから、 ムが喝破していたように、 当時の倫理学は出発点からして間違っていた、 論理的に考えれば、 事実 ということになる。 (である) から価値 を導く

観 れる。 せた。 物理学と化学が、 科学主義を前 それとは別個に、 と名付けたのである。 逆に、 世界についてのありとあらゆる知識や真理は、 科学的基準を満たさないものは信仰や憶見の類にすぎない。 面に掲げるウィーン学団の論理実証主義運動が活発であった。 生体に関しては生命科学が、 ヨーロッパ大陸では一九二○年代、 人間に関しては心理学と行動科学が、 科学的方法によって発見されるであろう。 人間的知識は思惟ではなく経験によって得られるとする ウィーン学団はこれを いわく、 科学は人間 あらゆる疑問 物体については の認識を一新さ を解決してく 「科学的

にあらわれる記号を定義することにより、 な総合命題の二つしかない。 者の仕事である。 る事実は経験的に検証されるものでなければならない。こうした〈経験的研究〉 であり、 0) 歳 彼 ポイントに分かれる。 の若さで『言語 事実と価値を分離するムーアの倫理学的主張に、 [=哲学者] 総合命題とは、 の職分は、 第三に、 ・ 真理・ 事実を参照することでその真偽を確定できる命題である。第二に、 第一に、 論理』 哲学者の仕事は言語の意味と構造を明らかにする〈分析的研究〉である。すなわち、 科学の諸命題について、 分析命題とは、 (一九三六年)を執筆したA・J・ 有意味な命題とは、 その諸命題のいう所を明晰化することにある」。 言語の意味と構造を明らかにすることでその真理が保証される命 ウィーン学団流の論理実証主義をブレンドしたのが、二十五 それ等相互の間 論理によって分析可能な分析命題と経験によって検証 エイヤーであった。 の論理的な関係をあきらかにし、またそこ を担うのは哲学者ではなく科学 エイヤーの主張は 総合命題で参照され 幾 つか 可 題 能

に検証可能な実証科学の主題に翻訳すること、すなわち倫理学的問いを心理学・社会学的問いへと還元すること

それでは、

論理実証主義において規範的関心はどのように扱われ

るのか。

ひとつの方策は、

価 値

言明

を経

題についてではなく事実の問題についてであることがつねにわかるのである」。(22)の論争とみなされるものを行う……しかし、もし我々が事柄をよくみきわめるならば、 である。実際、エイヤーによれば、これまで価値を主題にしていると見られた〈規範的研究〉の大半は、(ミロ) 〈経験的研究〉に還元される(べき)問題であったのだという。「我々は確かに普通、 論争は実際には価 価値の問題に 実のと つい 値 0) 間 7

字義上の意味は持たず、 のである。 いくら積み重ねたところで、「民主化が望ましい」という価値判断に依然として同意しない人は残るかもしれ 主義のもとでは快楽の総量が増加する」「科学技術が発展する」「国力や人口が増大する」といった経験的事実を しかし、どれだけ経験的事実に訴えたところで解決されない価値の論争が残るかもしれない。例えば、「民主 その場合、エイヤーの答えは、その価値判断は真偽を問えない、それゆえ科学的に無意味な命題だというも 価 値の陳述はもし有意味であるならば普通の『科学的な』陳述である……もし科学的でないならば 単なる情緒の表現であって、それは真でも偽でもありえない」。

意味の探究から用法の探究へ

らである。 ロジーでもなければ経験的に検証しうるものでもないのだから、それは自己論駁に等しいものであった。(5) 主張としては長続きしなかった。前述したように、それが哲学者の仕事をあまりにも矮小化するものであったか しかないという二元論は、 論理実証主義の科学主義的精神は、 科学的に意味ある命題は、 哲学的探求の余地をきわめて狭めてしまう。 他分野にも波及し、 分析命題(=トートロジー)か、総合問題 一時相応の成功を収めるけれども、少なくとも哲学的(24) 大体、 論理実証主義の主張自体、 (=経験的に検証しうるもの)で

は一九三九年に宣戦布告した England declared war in 1939」という言明の意味を知るために、 次世代の哲学者は 論理実証主義者のように命題の科学的有意味性に固執することを止めた。例えば、「英国 英国人一人一人

認することができるのだ。

ことは、 が同年に何をしてい 言明の意味は 意味 0 論 検 理 証 的 たかを列挙する必要はない。この場合に(26) 理論に照らし合わせるまでもなく、 経 験的な有意味性の水準を満たしていなくとも、 普通の 「英国」や 人がすでに理解し、 「宣戦布告」という言葉が意味してい 言語の日常的な用法を調べることで確 従っている。 要するに、

書は、 基本方針となったのである。 親交の 版 哲学論考』(一九二一年)から思想を大幅に転換させたのだが、それが知られるのは彼の死後 題となった。 知見について、 言語ゲームに於けるその語の使用であ」 こうして、 (一九五三年) 連れ戻すのでなくてはならない」。 心について何ら新しい情報を与えるものではない。 あったオックスフォードの哲学者G・ライルである。 これ 命題の論理的 その論理的 以降であって、 は 日常言語哲学と呼ばれる。 地 図 経験的な意味を尋ねるよりも、 の改訂を試みようとするものである」と宣言しているが、 (28) はじめにその思想を世に広める役割を果たしたのは、 ウィトゲンシュタイン自身は、 り、 「我々はこれらの語を、それらの形而上学的使用から日常的! ウィトゲンシュタインの言葉を借りれば、 ……むしろ、 その日常的な用法を調べることが、 ライルは 『心の概念』(一九四九年)の冒頭で、 論理実証 われわれが心についてすでにもっている 主義のバ ウィトゲンシュタインと これは日常言語学派 イブルとなっ 「或る語の意味とは 『哲学的探求』 分析哲学者 た 使用 「論 0) 本 出

哲学の 乱し、 哲学的 である心身問題を例として、 ライルが広めた思想のひとつに、「カテゴリー錯誤」というものがある。 誤っ 難問 仕 事 は、 の多くは、 た 「論理 言語分析によってこれらの錯誤を取り除き、 的 実は言語の誤用に基づく擬似問題であり、 記地図」 のもとに描かれてきた。 デカルト流の心身二元論を批判するなかで用いた。「心」という言葉はこれまで混 すなわち、 哲学的諸問題を解決するよりも消去することである。 厳密にいえば存在しなかったのだ。哲学の役割 問いの立て方が間違っていたのだ。 ライルはこれを、 哲学上の主要問 それゆえ、 題

は、こうした擬似問 でもまた、 哲学の任務はもっぱら価値中立を標榜する 題に延々と悩まされる人々の知的 「治療法」となることである。(29) 〈分析的研究〉に向けられてい る。 論理実証主義と同様、

に基づくナンセンスの固まり」として切って捨てる言語分析の偶像破壊的な魅力は、 呼ばれる言語哲学の一団を作り出した。プラトン、ヘーゲルといった哲学史上の巨人による著作を きつけた。そして、この衝撃は政治哲学にも及んだのである。 エイヤーらの論理 実証主義、 ライルらの日常言語哲学は、 戦後から一九六○年頃までオックスフォ 当時多くの若い研究者を惹 一言葉の混 ķ 哲学と

ウェルドン主義の全盛期

T 者を悩ませてきた問題は基本的にカテゴリー錯誤に属するものであって、 を絞って整理しよう。 た真偽の基準、 論が導かれた。 D 治哲学において論理実証 ウェル 哲学の ドンの (『政治の論理』 『政治の論理』 〈分析的 主義や日常言語哲学の影響を強く受け、 自体、 研究〉 エイヤーが編集するシリーズの一部であり、 (一九五三年)である。 そこでは、 への限定といったエイヤーの主要命題を引き継ぎつつ、これまで政治哲学 言語分析の導入を本格的に開 事実と価値の分離、 問うに値しない擬似問題なのだとの 彼が序文を寄せている。)ポイント 検証可能性に根差し したのが

をきっぱりとあきらめるべきなのである。 0 とであり、 計 目 工 画 イヤー 的 は またそれに尽きると主張した。その真偽の判定基準が存在しない以上、 が倫理学に対して述べたように、 に助言を与えたり有益な批判を行ったりする資格があるはずだ」などという見方を「馬鹿げた見方」 言語的混乱を明確にし、 解明することである」と宣言したうえで、「政治哲学者には、 ウェ ウェルドンもまた、 ルドン は、 論理実証主義や日常言語哲学の精神に基づき、 政治哲学の課題は 政治的三 政治哲学者は 言語の分析に携 立法案の現実 〈規範的 「哲学 わるこ 研究)

と 一蹴 した。

のである。 (31) 半は、〈分析的研究〉あるいは 語の分析に専念すればよい。「言葉の混乱が整理されれば、 られる論争であって、それは科学者の手を借りることで解決できる。それゆえ、政治哲学者は安心して政治的言 乱に端を発するものであって、 はない……それらの問題はすべて、まぎれもなく経験上の困難を、 もちろん、政治哲学者は伝統的に、 カテゴリー錯誤に基づく擬似問題である。また別の一部は、 〈経験的研究〉によって決着がつく問題なのだ。その一部は、そもそも言葉の混 価値に関して論争を行っている。しかし心配する必要はない。これらの大 伝統的な政治哲学の問題の大半が答えられないはず 混乱した言葉で定式化したものにすぎない。 結局事実判断に帰 せ

告した。 五六年)を編集したP・ラスレットは、 九五〇年代の政治哲学はウェルドン主義的諦念に包まれていた。『哲学・政治・社会』第一シリーズ 英米哲学における言語分析の席巻を背景にして、「政治哲学の死」を官 <u>(</u> 九

かという問いが提起されたのである。 (32)ないものであった。政治哲学は倫理学の延長線上にある― 的身分を問いに付し、 シュタイン、 哲学者に、いったん引き下がって、その論理的・言語的装置を再検討するよう説得したのは、ラッセル、 エイヤー、ライルであった。この再検討の結論は実に根本的であった。それはあらゆる倫理的言明 明瞭性の厳密な基準を確立することによって、 あるいはあった 一時伝統的な倫理体系を無意味の塊に還元しかね ため、 政治哲学がそもそも可能かどう ウィト の論理 ・ゲン

事実、 『哲学・政治・ 社会』 第一シリーズに収録された論文には、(ウェルドン自身の論文も含めて)明確に規範的

稿者の「誰一人として、古い意味での政治哲学者ではない」。(34) 権の分析、G・ウィリアムズの法の分析はその典型である。(33) 関心を押し出した論文は数少ない。むしろ、政治哲学における不同意は、その実質的相違ではなく、 から発するのだというウェルドン的主張に基づいている。 M・マクドナルドの権利の分析やW・J 編者のラスレットが言っているように、ここでは 言語 リー 0 混 乱 主

自らの 的 引用中でラスレットが名指しするラッセルは、 たり大学を追われたりするほどであった。にもかかわらず、ラッセルは事実と価値の分離を真面目に受け止めて、 研究 とはいえ、 規範的関心を哲学とは明確に切り離していた。結局のところ、 は説得や脅し、 当時の分析哲学者が規範的な政治問題に無関心であったというわけでは決してない。 プロパガンダと同じ類であって、 生涯を通じて反戦平和運動に熱心に携わり、そのために投獄され それゆえ大学の教壇からは追放されるべきものなのだ。(36) いかなる客観的知識を装おうとも、 例えば、 〈規範 先の

ポスト言語分析と政治哲学

几

は、 やじり声あるい 証言するように、 において言語分析を内在的に乗り越えようとする様々な取り組みを概観してみたい。 論 政 すでにそれを批判的に再考する哲学的気運が生まれていたのだ。当時同大学に属していたバリー 治哲学におけるウェ は論 理実証、 . は声援-「哲学者の間では、 主義の残り火として一時脚光を浴びたが、一九六〇年代のオックスフォード分析哲学者の ルドン主義の全盛期は、 ―にすぎないという説はすでに疑われてい 論理実証主義ならびにあらゆる『価値判断』 それほど長続きしたわけではない。 た37 本節では、 は単なる この時期の 回 顧 的 『情緒的発声』 に見 分析的 れば、 が 政 回 治哲学 顧 政 間に して 治

〈規範的研究〉への回帰

は、 れた。そこでは、政治学には 究〉にも携わるべきだとの指摘である。 存在し、それこそ政治理論家が引き受けるべき有益な研究なのだと言われている。この時期、 (一九六○年)、Ⅰ・バーリン「政治理論はまだ存在するか」(一九六一/六二年) といった論文が相次い こうした当時 言語分析の時代に空白となっていた規範的関心に多くの論者が目を向け出していた。 0 取り組みのなかでも目立ってい 〈経験的研究〉とも 例えば、 〈分析的研究〉とも区別される第三の 分析哲学の周辺でも、 たのが、 政治哲学者は J・プラムナッツ 〈分析的 研究〉 〈規範的研究〉 のみならず 「政治理 分析哲学の内外で ん規 の余地 で刊 範 効 行さ 的 用 研

その特定の構想を擁護する内容をもっていた。こうした研究が先達となって、 の余地が生まれていったのである。 口 「平等という理念」(一九六二年)などが挙げられる。これらの論文は、「(3) 正義」といった政治的概念を直接の分析対象としながらも、 ールズ「公正としての正義」(一九五八年)、バーリン「二つの自由概念」(一九五八年)、 具体的に、この 時期に著された重要著作として、 H・L・A・ハート 程度の差はあれ、 第一義的には「自由」や「平等」、 「自然権は存在するか」(一九五 同時に— 政治哲学に再び 現代風に言えば B・ウィリアムズ 〈規範的 「権利」、 五年)、 研 究

が過ぎ去りつつあることを示唆している。第一シリーズと第二シリーズの間の期間は六年とさほど長くないが(40) 揭 政治哲学ではこの間に重要な論調の変化があったことが見て取れる。 オックスフォー 0) 以 上 口 1 の傾向は、 ルズとウィリアムズの論文が収録された)。 ドにおいてさえ明らかに変わってきた」と指摘し、 『哲学・政治・社会』第二シリーズ(一九六二年) 編者のラスレットとW・G・ランシマンは、「哲学的状況 留保つきながら「ウェルドン主義の全盛期! の序文中で明確に見て取れる(ここには、 は

こうした論調の変化は、一九六○年代半ば以降も継続していく。それを代表するのが、 A・クイントンが編

「フェミニズム」といった項目が並んでいる。)

可避的に 示唆するであろう以上にむずかしく、この問題では哲学の他の分野におけるよりもずっとむずかしい」と指摘し、 言語分析が規範的関心と切り離せないことを示唆している。少なくとも政治哲学において、〈分析的研究〉 ンの論文が収録された)。その序文中でクイントンは、「分析と正当化を切り離しておくことは、 した「オックスフォード哲学読本」の一冊 〈規範的研究〉を伴わざるをえないのだ。 『政治哲学』(一九六七年)であった(ここには、右掲のハートとバ 形式的方法論 は不 1 ij

〈分析的研究〉の持続

概念」を分析している。要するに、その主たる方法は政治的言語の分析である。この点、例えばW・キムリ義」に関する章もない。S・I・ベンは「『主権』の用法」を分析し、J・シュムペーターは「二つの民主 そこには、「自由」に関する章はあるが「自由主義」に関する章はない。「平等」に関する章はあるが が備わっていなかったのである。一言でいえば、それは〈分析的研究〉を通じた ていた。 古典的な哲学的難問を次々と解決(あるいは消去)していく言語分析の魅力は、それでも多くの論者を惹きつけ (分析的研究) 現代政治理論』 こうした一九六〇年代の政治哲学の特徴は、 しかし、「分析と正当化は切り離せない」というクイントンの言葉を裏に返せば、 明白である。 逆にいえば、当時の政治哲学には、言語分析を除いて、旺盛な規範的関心に答えるだけのディシプリン から完全に離れていないということである。ライルが示したように、 (一九九〇年・二〇〇二年) のような、 (ちなみにその章立てには、 「功利主義」「リベラルな平等」「リバタリアニズム」「マルクス主 前述のクイントン編 時代を下った政治哲学の標準的テキストとの 『政治哲学』 の構成において明瞭に見られる。 〈規範的研究〉であったのだ。 日常言語の精緻化を通じて 政治哲学者は依然として、 構 成 民主主 「平等主 ・ツカ 違

(規範的研究)

が目指された時期でもあった。

社会』 理論』(一九五五年) 題にアプローチする方向性である。特に、R・B・ブレイスウェイトの著作(45) は、 という動向があった(次節で述べる『正義論』にも、こうした動向からの影響が見て取れる)。また、『哲学・政治 経済学や社会学など、社会科学における他分野のディシプリンを積極的に摂取しつつ、そこから規範的 第二シリーズの編者に社会学者のランシマンが加わっているように、 〈分析的研究〉を通じた 以降、 当時急速に発達していたゲーム理論や合理的選択理論の方法から規範的示唆を得よう 〈規範的研究〉に満足しない論者は、幾つかの代替案を探っていった。一つ目 『道徳哲学者の道具としてのゲー 実証科学と結合する分野横断的 間

W・B・ギャリーが「本質的に競合的な概念」(essentially contested concepts) と名づけたところの(雲) 察するだけで、 摘したうえで、方法論的には歴史学や解釈学に根差す政治哲学を模索するものであった。 トゲンシュタインのアイデアは、日常言語分析に飽き足らない一部の論者を強烈に惹きつけた。それは、 の観点から、 アンと呼ばれる論者の一部は、一時期オックスフォードに身を置きながらも、最終的に分析哲学の潮流そのもの 言うように、「〈道徳哲学者は、自分やその周りの人々の言行を、オックスフォード流に肘掛椅子に座ったまま省 いるより包括的な社会的コンテクストの探求に向かう方向性である。それは、社会科学の実証的方法の限界を指 るように政治哲学がロールズを中心に回り出してからも、 |或る言語を想像する事は、或る生活の形式を想像する事である」。概念の開放性と言語の社会性を強調する| | ⁽⁴⁾ 三つ目は、 二つ目は、 概念の開放性や言語の社会性を踏まえたうえで、言語そのものというよりも、 その成立と変化の過程を明らかにしようとする道のりである。 言語の用法を固定的なものでなく可変的なものであると捉え、 道徳の諸概念そのものを研究できる〉という考えは不毛なのだ」。こうして、 政治哲学の有力な代替的アプローチとなったのである。 ウィトゲンシュタインが言うように より広い文化や社会的コンテクスト A・マッキンタイアが 言語を成り立たせて 後にコミュニタリ -後期ウィ 後述す

から離れていった。(52)

版(一九七一年)である。 英国でこうした暗中模索が続く状況のなか、 大西洋を隔てた米国より福音が届いた。 口 1 ル ズ Ë 一義論 の出

五 『正義論』以降

とは忘れるべきでない。 (54) 実践的な問題関心に裏打ちされて、政治哲学の主たる任務に〈分析的研究〉でなく るかに深刻に、政治社会のあるべき指針を直接提示する〈規範的研究〉 いるわけではないが、 いう機運が高まっており、 政治哲学の再生は英国でなく米国で生じた。一九六〇年代の米国は、 泥沼化するベトナム戦争を批判する反戦平和運動といった数々の社会問題が噴出するなかで、英国よりもは 同書の基本的発想が、こうした一九六〇年代米国の時代背景のもとで彫琢されていったこ それに正面から答えたのが『正義論』だったのである。 の必要性が意識されていた。こうした向 公民権法の制定に連なる反人種差別運 口 〈規範的研究〉を据えようと ールズ自身が明確に述べて

本節では、現代英米圏の政治哲学が、 『正義論』 を経て、 いったん手放した規範的関心を再び研究の中 -心に据

えるようになる経緯について概観してみたい

政治哲学の復権

しての正義」(一九五八年)では、] ルズが事のはじめから規範的関心を研究の中心に据えていたわけではない。 論文の目的が 「正義の概念における基礎的観念が公正であるということを明ら 例えば、先に挙げた「公正と

る」。 (56) ですら、 ですら、 かに」することであり、「このような観点から正義の概念の分析を行ってみたい」と述べている。この時点で(55) ていた。 ロールズは、 同論文が収録された『哲学・政治・社会』第二シリーズ(一九六二年)で編者が評するように、「この論 同 .時期の他の論者と同じく、 伝統的政治理論家による率直な推奨からは、 言語分析を通じて特定の規範的コミットメントを明らかにしようとし 依然として非常に異なって

くようになる。 (58) 衡」として洗練させ、 博士論文の要約版 た経済学における知見を積極的に摂取し、それを政治哲学の規範的関心に転用するようになる。それと同時に、 ところが、この時期からロールズは、「原初状態」のアイデアを中心に、 「倫理上の決定手続の概要」(一九五一年) 両者を一体的に結合していくなかで、言語分析を重視しない正義論の全体像を形作ってい において枠組みを示した倫理学方法論を「反照的均 ゲーム理論や合理的選択理 0

において意味や分析性といった諸観念は必須の役割を担うものではな」く、「むしろ正義の理論をそれらの観 ができるようになったのである。『正義論』序文においては、「私〔=ロールズ〕が構想しているような道徳理 照的均衡_ から独立に展開することにこそ、 最終的に、 から独立した〈規範的研究〉を提示しようとしたのである。 の道具立てを揃えることで、 口 ルズは正義論の展開にあたり、〈分析的研究〉にかかずらうことを止めた。「原初状態」や 私の努力は向けられてきた」と言われている。ロールズはここで、〈分析的 言語分析の仔細にこだわらず、一足飛びに規範的構想の検討に進むこと 一反

おける論争・ ん、 口 向けられたのは称賛ばかりではなかった。『正義論』は出版後ただちに、 ールズの試みが当時どれほど画期的かつ挑戦的なものとして受け止められたかは、 批判の嵐を巻き起こしたのである。しかしそれは、政治哲学が言語分析の殻を破り、 経済学、 倫理学、 想像に難くない。 法学等多方面 旺盛な規範 もちろ

に覆っていた諦念は見られない。『哲学・政治・社会』第五シリーズ(一九七九年)を編集したJ・フィシュキン とラスレットは、その冒頭で次のように言及した。 関心を通じて関連諸分野と接点をもち始めたことの証左でもあった。一九七○年代の政治哲学に、一九五○年代

義論』が公刊された時点で、この主張は真でなくなったのである。 (61) ないことである。/一九七一年にマサチューセッツ州ケンブリッジで、 でアイザイア・バーリンはこのように言った。……一九七八年現在の顕著な違いは、バーリンのこの主張がもはや真で 「二十世紀、 政治理論の圧倒的な著作は現れていない」――一九六二年『哲学・政治・社会』第二シリーズの論文…… ハーバード大学のジョン・ロールズによる『正

言うように、「この時点で哲学的革新の現場は、決定的にオックスフォードから米国に移った」のだといえよう。(②) して系譜論的観点から、 「復権」以後の政治哲学の展開はわが国でもよく知られるところなので、ここではその詳細に立ち入らず、主と「復権」以後の政治哲学の展開はわが国でもよく知られるところなので、ここではその詳細に立ち入らず、主と こうして、『正義論』の出版は 「復権」 以後の政治哲学 〈規範的研究〉としての政治哲学の展開を手短かに概観してみたい。 「政治哲学の復権」と呼ばれる研究の新展開に先鞭を付けた。 J・ホートンが

九七四年)、少し遅れてホッブズの現代的展開を狙うゴーティエ『合意による道徳』(一九八六年)が挙げられる。(⑷) 対して、 続き的正義論の強い影響下で進んだ。手続き的正義論とは、 結論の正しさを論証しようという研究モデルのことである。 論的に見ると、「復権」以後の政治哲学は、 ロックの社会契約説に基づいて正義論を構築するノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』(一 ロールズが『正義論』で示した、社会契約の その例として、カント主義の色彩の濃いロールズに 結論を導くための公正な手続きを設計することで 論理に基づく手

て、 また、 B・アッカーマン『社会正義とリベラルな国家』(一九八○年)、 明示的に社会契約説を用いているわけではないものの、同様の手続き的正義論の範疇に含まれるものとし ドゥオーキン「平等とは何か」(一九八一

年)等を含めることができる。

釈学的に明らかにすることだというのである。 研究〉とは、こうした仮説的思考実験に頼ることではなく、 面くらわせるようなテーゼ、パズル、 された手法 ミュニタリアンからの批判である。批判点は多岐にわたるものの、方法論的観点では、手続き的正義論者に共有 何よりも、 しかし一九八○年代に入ると、手続き的正義論そのものに対して、多方面から批判の声が上がるようになった。 以前にオックスフォード哲学から離れた論者が含まれる。 当時の政治哲学を席巻したのは、 -ノージックの言葉を借りれば、「手の込んだ論証、 架空の構造的条件」 右述のような広義のリベラルな政治哲学者に対して向けられたコ コミュニタリアンには、 ー 等₍₆₎ 現実社会に根づく実質的な善の構想を歴史学的 非現実的な反証例を持ち出しての主張 ―に根本的な懐疑の目が向けられた。 マッキンタイアやC・テイラー等、 〈規範 の論駁 的

ティット) など、 政治哲学の著作と比較するなら隔世の感があるかもしれない。 ター等)、フェミニズム(S・オーキン)などが挙げられる。この傾向は九○年代に入ってさらに加速し、⁽⁶⁷⁾ ポッゲ)、卓越主義 実質的結論を批判・修正する潮流も次々に生まれてきた。主要なものとして、 主義や差異の政治 また、こうした方法論的異論と並んで、 規範的関心のさらなる多様化が進んでいる。こうした「主義主張」の乱立は、一九六〇年代の(8) (キムリッカ、I・M・ヤング)、ナショナリズム(Y・タミール、ミラー)、共和主義 (J・ラズ、W・ギャルストン)、分析的マルクス主義(コーエン、 広義の分析的方法を共有するものの、 前述のリベラルな政治哲学者の 国際正義論 J・ローマー、 (C・ベイツ、T J・エルス 多文化

最後に、 筆者の問題関心に照らして注目すべき近年の分析的政治哲学の動向を一点付記しておきたい。 それは

を迎え、 応用政治哲学とでも名づけられる、 (J・ウルフ、A・デシャリット)などが挙げられる。 (9) L・マーフィ)、ベーシック・インカム等の社会保障政策 うとする試みである。例として、 新たな深化の過程に入っているものとして、これらの動向を捉えたい。 教育政策 個別具体的な政策立案・ (H・ブリッグ 〈規範的研究〉としての政治哲学が学問的に (P・V・パレイス、 ハウス、 制度設計において政治哲学の知見を積極的に生かそ A・スウィフト)、 S・ホワイト)、 課税政策 医 (T・ネーゲル、 療 定の 保 成熟段階 険 政 策

六 おわりに

者は、 範的 当性に異が唱えられることはない。 学者による 発する「政治哲学の復権」 確認してきた。 言語分析の段階である。 現在主流となっているのは、 以上本稿では、 への含意を探る道を模索し始めた。 関心を、 〈規範的研究〉 自分の第一義的課題を規範的関心から引き出し、より直接的に 〈経験な 現代の政治哲学者はその手に取り戻した。 第一段階は言語分析の段階である。この時点で政治哲学者は <u>二</u>十 的 の具体的な方法やアプローチについて争われることはあっても、 **於研究**〉 世 この時点で政治哲学者は、 紀 に資するための のなかで、 初頭に始まる分析哲学の興隆のなかに政治哲学を位置づけながら、 第三段階の ある評者が回顧的に言うように、「分析的政治哲学は、 第一段階においては学問的探求の対象にはなりえないとして放擲された規 第三段階は 〈分析的研究〉 〈規範的研究〉 〈分析的研究〉 『正義論』 一九八〇年代のリベラル としての政治哲学である。 の作業に役割を自己限定していた。 の出版以降の段階である。ここにおい に軸足を置きながらも、そこから 〈規範的研究〉 〈規範的研究〉 =コミュニタリアン論争の 〈規範的 に従事するようになった。 口] ルズ から撤退し、 研究〉 第二段階 その展開につ 九五〇年代には 『正義 それ自体 論 て政治哲学 〈規範 はポ 政治科 的 ス 研 7

けただろうと思われていた戦いに勝利した。その正統性が今や疑われることはない。それどころか、 その正統 性

を問うこと自体、決してなされていない」。

分析的政治哲学はほとんど避けられないように見えるかもしれない」。これは多分に英米人の視野狭窄と言えなそれどころか現在、J・ウルフが述べるには、「ある意味で、自覚的に『大陸的』スタイルを採用しないかぎり、 自の研究方向を模索していくのか、わが国でも一層自覚的な検討を進めることが期待される。 であろう。こうした趨勢のなかで、日本も含めた非英米諸国が分析的政治哲学の展開とどのように向き合い、 成された「英米系」の政治哲学は、今やロールズ産業を呼び水としてヨーロッパ大陸にも着実に浸透しつつある。 くもないが、質・量ともに、分析的アプローチが政治哲学の展開を世界大に牽引していることは間違いない事実 した分析系のスタイルが世界大化していることである。英国由来の分析的アプローチが米国に伝播することで形 わが国の研究者にとって、分析的政治哲学の「勝利」が意味することは何か。最後に指摘したいことは、こう

謝辞 本稿の執筆・修正にあたっては井上彰氏、 無論、 本稿に残る誤りについての責任は筆者にある 蛭田圭氏から有益なコメントを頂いた。 記して御礼と感謝

- (-) Gerald A. Cohen, Karl Marx's Theory of History: A Defence, expanded ed. (Princeton: Princeton University Press, [1978] 2000), p. xxii.
- (2) 邦語による概観としては、山岡龍一「政治哲学はどのようなものとなりうるのか」D・ミラー 也訳)『政治哲学』(岩波書店、二〇〇五年)、一八三―一九七頁を参照 (山岡龍 一・森達
- 3 Press, 2006), p. 115 David Braybrooke, Analytical Political Philosophy: From Discourse, Edification (Toronto: University of Toronto

- (4) 松元雅和 「現代政治理論の方法に関する一考察」『年報政治学』二○一○─Ⅰ (二○一○年六月)、一四九─一七
- (5) 分析的政治哲学の発展史の有益な概観としては、Mark Bevir, "Histories of Analytic Political Philosophy," Philosophy," in The Oxford Handbook to the History of Analytic Philosophy, ed. Michael Beaney (Oxford: Oxford Philip Pettit, "Analytical Philosophy," in A Companion to Contemporary Political Philosophy: Volume I, 2nd ed, eds University Press, forthcoming) を参照。 Political Theory (Oxford: Oxford University Press, 2004), ch. 3; Jonathan Wolff, "The History of Analytic Political Robert E. Goodin, Philip Pettit and Thomas Pogge (Oxford: Blackwell, 2007), 5-35; Andrew Vincent, The Nature of Twentieth-Century Philosophies, ed. Constantin V. Boundas (New York: Columbia University Press, 2007), 297-308; History of European Ideas (forthcoming); Michael Neumann, "Political Philosophy," in Columbia Companion to
- (6) 邦語では例えば、竹尾治一郎『分析哲学の発展』(法政大学出版局、一九九七年)、同 一九九九年)、藤本隆志・伊藤邦武編『分析哲学の現在』(世界思想社、一九九七年)などを参照 『分析哲学入門』 (世界思
- (7) A・ヴィンセントが言うように、「分析哲学は、概してそれが生産するものではなく、それが反対するものに 実存主義、 ない。初期の論争相手は観念論やヘーゲル主義であった。戦中・戦後から一九八○年代頃にかけてはマルクス主義 よって栄えてきた。」Vincent, The Nature of Political Theory, p. 85. 逆に言えば、対抗する大陸哲学の側も一様では 現象学、フロイト主義、ハイデガーへと移り、それ以降はポストモダニズム、ポスト構造主義へと移って
- (∞) Bernard Williams, Ethics and the Limits of Philosophy (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1985), p viii. 〔森際康友・下川潔訳 『生き方について哲学は何が言えるか』 (産業図書、一九九三年)、四頁〕
- (Φ) Ludwig Wittgenstein, Tractatus Logico-Philosophicus (New York: Cosimo, [1922] 2009), p. 52 矢茂樹訳『論理哲学論考』(岩波文庫、二〇〇三年)、五一頁] [sec. 4.112]. 〔聲
- [1903] 1993), pp. 61-2 [sec. 10]. [泉谷周三郎・寺中平治・星野勉訳『倫理学原理-G. E. Moore, Principia Ethica, revised ed., ed. Thomas Baldwin (Cambridge: Cambridge University Press 一付録:内在的価値の概念/自

由意志』(三和書籍、二〇一〇年)、一一四頁

- (Ξ) Bertrand Russell, "The Philosophy of Logical Atomism," Logic and Knowledge: Essays 1901–1950, ed. Robert C Marsh (London: Routledge, 1992), 175-281, p. 193. [高村夏輝訳 『論理的原子論の哲学』 (ちくま学芸文庫、二〇〇七
- (12) ほかにも例えば、「ひとつの議論における単一の論点に集中するという傾向、能弁に対する嫌悪、一般論や大げ Press, 1969), p. 12. 〔坂本百大・宮下治子訳『現代のイギリス哲学――ムーア・ウィトゲンシュタイン・オースティ ン』(勁草書房、一九八三年)、二二頁] さな理論に対する不信、偏見からの脱却、など……は一九四五年以降の『オックスフォード哲学』の特質として考え られているものである。」Geoffrey J. Warnock, English Philosophy since 1900, 2nd ed. (Oxford: Oxford University
- <u>13</u> Hans-Johann Glock, What Is Analytic Philosophy? (Cambridge: Cambridge University Press, 2008), pp. 190-1.
- 14 号(一九五七年一月)、一—四六頁。 吉村融「現代イギリス哲学の動向(一)――特に分析哲学の展開を中心として」『哲学雑誌』第七一巻第七三三
- (三) Simon Critchley, Continental Philosophy: A Very Short Introduction (Oxford: Oxford University Press, 2001), p. 〔佐藤透訳『ヨーロッパ大陸の哲学』(岩波書店、二○○四年)、九六頁〕
- 16 well, [1953] 2009), p. 55 [sec. 124] 〔黑崎宏訳『「哲学的探求」読解』(産業図書、一九九七年)、第一部九一頁). ゲンシュタインに言わせれば、「哲学は全てを、あるが儘にしておく」のである。Moore, Principia Ethica, p. 71 [sec. 14] 〔邦訳、一二六頁〕; Ludwig Wittgenstein, Philosophical Investigations, 4th ed. (West Sussex: Wiley-Black-例えば、ムーアに言わせれば、「倫理学の直接の対象は、知識であって、実践ではない」のであり、またウィト
- (五) A. John Simmons, *Political Philosophy* (New York: Oxford University Press, 2008), p. 2.
- William K. Frankena, Ethics, 2nd ed. (Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1973), pp. 4-5.〔杖下隆英訳 (New York: Random House, 1976), ch. 1 における科学/倫理学/哲学の区別も参照 (培風館、 経験的/規範的/分析的研究の区別は、W・フランケナが倫理学に対して行った同様の区別を参考にしている。 一九七五年)、六—九頁〕また Felix E. Oppenheim, Moral Principles in Political Philosophy, 2nd ed 『倫理学』〈改訂

- 19 この誤謬は「われわれが『善い』によって意味する単純な観念を他の観念と同一視 [混同] する」場合には常に生じ ではなら。」Moore, Principia Ethica, pp. 109, 65 [secs. 35, 12]. ているのであり、「われわれがこの誤謬に出会ったとき、この誤謬を認めるならば、それをどう呼ぼうと大したこと わけではないが、 論(形而上学的倫理学)である。それぞれ、 会的ダーウィニズム(自然主義的倫理学)、②ベンサム・ミルの功利主義(快楽主義)、③ブラッドリー他の英国 ③観念論は善を「真の自己」と同一視している。正確に言うと、「真の自己」といった概念は自然的属性をもつ ムーアが名指しで批判するのが、当時の英国で影響力をもっていた三つの倫理学、すなわち①スペンサー流 ムーアに言わせれば、それでも観念論は自然主義的誤謬の一種である。要するに、 ①社会的ダーウィニズムは善を「進化」と、②功利主義は善を「快楽」 〔邦訳、一七二、一一九頁〕 ムーアにとって
- 20 『言語・真理・論理』(岩波現代叢書、一九五五年)、二頁〕 Alfred J. Ayer, Language, Truth and Logic (New York: Dover Publications, [1936] 1952), p. 32. 〔吉田夏彦訳
- 21 Springer, 1930). [安藤孝行訳 ウィーン学団の指導者の一人M・シュリックはこの道をとった。 『倫理学の諸問題』 (行路社、 一九八一年)〕 Moritz Schlick, Fragen der Ethik
- (2) Ayer, Language, Truth and Logic, p. 110. 〔邦訳、一三五—一三六頁
- (23) Ibid., pp. 102-3. 〔邦訳、一二三頁〕
- 証 可能性の観点から個人間の効用比較を放棄した、新厚生経済学のR・ロビンズが挙げられる。 の照明』(未來社、 Revival of Political Theory (New York: Harper and Row, 1967), ch. 4 〔奈良和重訳 を残していった。政治学における論理実証主義のインパクトについては、Dante Germino, Beyond Ideology: The Century (London: George Allen and Unwin, 1982) (有斐閣、二○○二年)、第一章を参照。また経済学においては、ピグーの厚生経済学を批判的に継承し、科学的検証 主義のインパクトについては、Bruce J. Caldwell, Beyond Positivism: Economic Methodology in the Twentieth 例えば政治学においては、ベントレー、ウォーラスに由来する行動論革命と連動して、戦後米国の政治学に影響 (中央経済社 一九七一年)]; 伊藤恭彦『多元的世界の政治哲学-一九八九年)〕を参照 〔堀田一善・ 渡部直樹監訳 -ジョン・ロールズと政治哲学の現代的復権 『実証主義を超えて-『甦る政治理論-経済学における論理実 —二〇世紀経済 伝統的探究へ

- 25 う。」Wittgenstein, Tractatus Logico-Philosophicus, p. 108 [sec. 6.54]. 〔邦訳、一四九頁 をのぼりきった者は梯子を投げ棄てねばならない。)/私の諸命題を葬りさること。そのとき世界を正しく見るだろ 題を通り抜け 例えばウィトゲンシュタインは、『論理哲学論考』を次の言葉で締めくくっている。「私を理解する人は、 -その上に立ち――それを乗り越え、最後にそれがナンセンスであると気づく。……(いわば、梯子
- (S) J.O. Urmson, Philosophical Analysis: Its Development between the Two World Wars (Oxford: Clarendon Press
- (27) Wittgenstein, Philosophical Investigations, pp. 25 and 53 [secs. 43 and 116]. [邦訳、 第一部三三、八九頁
- 28 宮下治子・服部裕幸訳『心の概念』(みすず書房、一九八七年)、一頁〕 Gilbert Ryle, The Concept of Mind (Chicago: The University of Chicago Press, [1949] 2002), p. 7. 〔坂本百大:
- 29 諸々の治療法が れる(諸々の困難が除去される)のであり、 身を問題にする問題によっては駆り立てられないようにするのである。……本来の発見が行われれば、諸問題が解か [sec. 133]. 〔邦訳、第一部九四頁〕 Ibid., p. 9. 〔同、四頁〕また以下も参照。「本来の発見は、哲学に平安をもたらす。それは、 -あるのであり、一つの方法があるのではない。」Wittgenstein, Philosophical Investigations, p. 57 一つの問題が解かれるのではない。/哲学には、諸方法が、 哲学をもは や問
- 30 Blackwell, 1956), 22-34, pp. 22, 24 T. D. Weldon, "Political Principles," in *Philosophy, Politics and Society*, series 1, ed. Peter Laslett (Oxford: Basil
- 31 伊國屋書店、一九六八年)、二五七頁] T.D. Weldon, The Vocabulary of Politics (Melbourne: Penguin, 1953), p. 192. 〔永井陽之助訳 『政治の論理』(紀
- (3) Peter Laslett, "Introduction," in *Philosophy, Politics and Society*, series 1, vii-xv, p. ix. 本稿でここまで明らかにし の死亡宣告を戦後米国政治学における行動論革命と結びつけるのは誤解である。P・コイッカライネンが詳らかにす 発せられた言葉であり、 るように、ラスレットやウェルドンの見解は「『ラッセル、ウィトゲンシュタイン、エイヤー、ライル』――イース てきたように、規範的政治哲学に対するラスレットの有名な死亡宣告は、〈分析的研究〉の興隆という英国的文脈で 同時代の 〈経験的研究〉の興隆という米国的文脈で発せられた言葉ではない。すなわち、彼

もっぱら前者に議論を限定していることを付言したい。筆者は以上の点を蛭田圭氏の指摘に負っている。 それゆえ、後述する『正義論』以降の「政治哲学の復権」も、大まかに〈分析的研究〉への対抗という英国的文脈と、 and the Contested Concept of Political Philosophy," History of Political Thought 30/2 (Summer 2009), 336-59, p. 348. ブリッジ、LSEで生じていた論争と結びついた、特殊地方的な観念でもある。」Petri Koikkalainen, "Peter Laslett トン、ベル、リプセット、ラザーズフェルドではない― 〈経験的研究〉への対抗という米国的文脈で二重の意味を帯びていることになる。本稿では分析哲学との関連から、 ―の影響によるものだという以上、オックスフォード、ケン

- (鈴) Margaret MacDonald, "Natural Rights," W. J. Rees, "The Theory of Sovereignty Restated" and Glanville Williams "The Controversy Concerning the Word 'Law'," in Philosophy, Politics and Society, series 1, 35-82, 134-56
- (3) Laslett, "Introduction," in *Philosophy, Politics and Society*, series 1, p. ix. 言語分析と政治哲学の間のありうる生産 2011), 106-27を参照。 的関係については、Colin Bird, "Political Theory and Ordinary Language: A Road Not Taken," Polity 43/1(January
- (35)「わたし〔=ラッセル〕は、善い生活についてのわたしの意見が正しいと証明することはできない。」Bertrand Touchstone, 1957), p. 56. 〔大竹勝訳 『宗教は必要か』〈増補改訂版〉(荒地出版社、一九六八年)、七五頁 Russell, Why I Am Not a Christian and Other Essays on Religion and Related Subjects, ed. Paul Edwards (New York:
- 、36) おそらく、この時期に政治哲学者が〈規範的研究〉から撤退したことの要因のひとつは、当時英国で功利主義の Bellamy (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), 446-69. Political Theory," in The Cambridge History of Twentieth-Century Political Thought, eds. Terence Ball and Richard ていたのだと解釈できる。David Miller and Richard Dagger, "Utilitarianism and Beyond: Contemporary Analytical 自らの規範的関心にそれほど顧慮することなく、功利主義を半ば前提的に受け入れながら、〈分析的研究〉に没頭し 影響力が支配的であり、それに比類しうる政治理論が存在しなかったことにあるかもしれない。そこで政治哲学者は
- (5) Brian Barry, "The Strange Death of Political Philosophy," in Democracy and Power: Essays in Political Theory 1 (Oxford: Clarendon Press, 1991), 11-23, p. 19
- 38 John Plamenatz, "The Use of Political Theory," Political Studies 8/1(February 1960), 37-47 [「政治理論の効用」

- 由論』〈新装版〉(みすず書房、二〇〇〇年)、四五三―五一二頁). Political Theory Still Exist?" in *Philosophy, Politics and Society*, series 2, eds. Peter Laslett and Walter G. Ruciman アンソニー・クイントン編(森本哲夫訳)『政治哲学』(昭和堂、一九八五年)、二八―四七頁〕; Isaiah Berlin, "Does (Oxford: Basil Blackwell 1962), 1-33 〔「政治理論はまだ存在するか」小川晃一・小池銈・福田歓一・生松敬三訳
- (3) H. L. A. Hart, "Are There Any Natural Rights?" *The Philosophical Review* 64/2(April 1955), 175–91〔「自然権は Bernard Williams, "The Idea of Equality," in Philosophy, Politics and Society, series 2, 110-31 47-72 [「公正としての正義」田中成明編訳『公正としての正義』(木鐸社、一九七九年)、三一―七七頁]; Isaiah Ber-Fairness," in Collected Papers, ed. Samuel Freeman (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, [1958] 1999) lin, Two Concepts of Liberty (Oxford: Clarendon Press, 1958) 〔「二つの自由概念」『自由論』、二九五―三九〇頁〕; 存在するか」小林公・森村進訳『権利・功利・自由』(木鐸社、一九八七年)、九―三四頁〕; John Rawls, "Justice as
- (\(\frac{\pi}{2}\)) Peter Laslett and Walter G. Ruciman, "Introduction," in *Philosophy, Politics and Society*, series 2, vii–x, p. vii
- 41 Press, 1967), 1-18, p. 4. 〔「序論」 クイントン編『政治哲学』、三―二七頁、七―八頁〕 Anthony Quinton, "Introduction", in Political Philosophy, ed. Anthony Quinton (Oxford: Oxford University
- (\mathfrak{A}) Stanley I. Benn, "The Uses of 'Sovereignty'," and Joseph Schumpeter, "Two Concepts of Democracy," in *Political* Philosophy, ed. Quinton, 67-82, 153-88
- (43) その他、 ed. (Basingstoke: Macmillan, [1970] 1990) などを参照。 Political Philosophy (New York: Macmillan Publishing, 1973); D. D. Raphael, Problems of Political Philosophy, 2nd temporary Political Theory (New York: Atherton Press, 1970); Richard E. Flathman (ed.), Concepts in Social and 同じ傾向を有する同時期の著作としては、Anthony de Crespigny and Alan Weltheimer (eds.), Con-
- (名) Will Kymlicka, Contemporary Political Philosophy: An Introduction, 2nd ed. (Oxford: Oxford University Press [1990] 2002). 〔千葉真・岡崎晴輝訳者代表 『新版 現代政治理論』(日本経済評論社、二〇〇五年)]
- (4) Brian Barry, Sociologists, Economists, and Democracy (Chicago: The University of Chicago Press, [1970]

- (4) Richard B. Braithwaite, Theory of Games as a Tool for the Moral Philosopher (Cambridge: Cambridge University Press, 1955)
- <u>47</u> 源太郎訳『社会科学と政治理論』(福村出版、一九七一年)〕 Walter G. Runciman, Social Science and Political Theory (Cambridge: Cambridge Unviersity Press, 1963). (≒ 4
- 48 Wittgenstein, Philosophical Investigations, p. 11 [sec. 19]. 〔邦訳、第一部一一頁〕
- (4) W. B. Gallie, "Essentially Contested Concepts," *Proceedings of the Aristotelian Society*, New Series 56 (1955-6)
- (S) William E. Connolly, *The Terms of Political Discourse* (Lexington: D.C. Heath, 1974); Hanna F. University of California Press, 1972); Peter Winch, The Idea of a Social Science and its Relation to Philosophy Wittgenstein and Justice: On the Significance of Ludwig Wittgenstein for Social and Political Thought (Berkeley: (London: Routledge, 1958)〔森川規雄訳『社会科学の理念――ウィトゲンシュタイン哲学と社会研究』(新曜社、一
- (云) Alasdair MacIntyre, *After Virtue: A Study in Moral Theory*, 3rd ed. (Notre Dame: University of Notre Dame Press, [1981] 2007), p. xvii. 〔篠崎栄訳 『美徳なき時代』(みすず書房、一九九三年)、 viii頁)
- (2) Alasdair MacIntyre, "A Mistake about Causality in Social Science," in *Philosophy, Politics and Society*, series 2, and W. G. Runciman (Oxford: Basil Blackwell, 1967), 25-57. 48-70; Charles Taylor, "Neutrality in Political Science," in Philosophy, Politics and Society, series 3, eds. Peter Laslett
- 53 Rawls: His Life and Theory of Justice, trans. Michelle Kosch (Oxford: Oxford University Press, 2007), ch. 1. 深めたことも知られている。Samuel Freeman, *Rawls* (London: Routledge, 2007), ch. 1; Thomas W. Pogge, *John* 響関係がある。例えば、プリンストン大学の学生時代やコーネル大学の教員時代にウィトゲンシュタインの弟子N・ スフォード大学と並ぶ英米分析哲学の牙城であった。またロールズには、他の分析哲学者との間に一定の直接的な影 マルコムからの影響を受けているし、一九五〇年代にはオックスフォードに留学してハートら日常言語学派と交流を ロールズが属するハーバード大学は、当時W・O・クワイン、H・パトナム、N・グッドマンらを擁し、

- 54 川本隆史『ロールズー -正義の原理』 (講談社、一九九七年)、第三章を参照
- (5) Rawls, "Justice as Fairness," p. 47. 〔邦訳、三一頁〕
- 56 Laslett and Ruciman, "Introduction," in Philosophy, Politics and Society, series 2, p. ix.
- 57 の概要」田中編訳『公正としての正義』、二五五―二八八頁〕 John Rawls, "Outline of a Decision Procedure for Ethics," in Collected Papers [1951], 1-19. [「倫理上の決定手続
- 58 言語分析と並ぶこれらの方法については、例えば松元「現代政治理論の方法に関する一考察」、一五六―一五九
- 59 川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論 John Rawls, A Theory of Justice (Cambridge, Mass.: The Belknap Press of Harvard University Press, 1971), p. xi 改訂版』(紀伊國屋書店、二〇一〇年)、 x x i v— x x v i 頁
- (6)) この点については井上彰「〈分析的平等論〉とロールズ―― (二〇一〇年九月)、二三六―二五三頁も参照。 ―平等論の歴史・再考」『社会思想史研究』第三四
- 61 and James Fishkin (New Haven: Yale University Press, 1979), 1-5, p. 1. Peter Laslett and James Fishkin, "Introduction," in Philosophy, Politics and Society, series 5, eds. Peter Laslett
- (2) John Horton, "Weight or Lightness? Political Philosophy and its Prospects," in New Developments in Political Science: An International Review of Achievements and Prospects, ed. Adrian Leftwich (Aldershot: Edward Elgar 1990), 126-42, p. 129
- 63 哲学』(ナカニシヤ出版、近刊)、小野紀明『政治理論の現在 押村高・添谷育志編『アクセス政治哲学』(日本経済評論社、二〇〇三年)、小田川大典・井上彰・松元雅和編 川崎修・杉田敦編 邦語による有益な概観としては、飯島昇藏・佐藤正志・太田義器編『現代政治理論』(おうふう、二〇〇九年)、 『現代政治理論』(有斐閣、二〇〇六年)などを参照。 -思想史と理論のあいだ』 (世界思想社、二〇〇五年)、
- University Press, 1986)〔小林公訳『合意による道徳』(木鐸社、一九九九年)〕 Robert Nozick, Anarchy, State, and Utopia (New York: Basic Books, 1974) -国家の正当性とその限界』(木鐸社、二〇〇二年); David Gauthier, Morals by Agreement(Oxford: Oxford 〔嶋津格訳 『アナーキー 玉

- 年)、一九—一六七頁]. 283-345 [「福利の平等」「資源の平等」小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』(木鐸社、二〇〇二 Dworkin, "What Is Equality? Part 1: Equality of Welfare," Philosophy and Public Affairs 10/3 (Summer 1981) 185-246; "What Is Equality? Part 2: Equality of Resources," Philosophy and Public Affairs 10/4 (Autumn 1981) Bruce A. Ackerman, Social Justice in the Liberal State (New Haven: Yale University Press, 1980); Ronald
- (66) Nozick, Anarchy, State, and Utopia, p. x. [邦訳、iii頁]
- Press, 1991); John Roemer (ed.), Analytical Foundations of Marxism (Cambridge: Cambridge University Press 1986); Susan M. Okin, Justice, Gender, and the Family (New York: Basic Books, 1989). Galston, Liberal Purposes: Goods, Virtues, and Diversity in the Liberal State (Cambridge: Cambridge University University Press, 1989); Joseph Raz, The Morality of Freedom (Oxford: Oxford University Press, 1986); William 藤榮一訳『国際秩序と正義』(岩波書店、一九八九年)〕; Thomas W. Pogge, Realizing Rawls (Ithaca; Cornell Charles R. Beitz, *Political Theory and International Relations* (Princeton: Princeton University Press, 1979) 〔進
- (8) Will Kymlicka, Liberalism, Community and Culture (Oxford: Clarendon Press, 1989); Iris M. Young, Justice and Freedom and Government (Oxford: Oxford University Press, 2000). Princeton University Press, 1993)〔押村高・高橋愛子・森分大輔・森達也訳『リベラルなナショナリズムとは』(夏 施光恒・竹島博之訳『ナショナリティについて』(風行社、二〇〇七年)]; Philip Pettit, Republicanism: A Theory of 目書房、二〇〇六年)〕; David Miller, On Nationality(Oxford: Oxford University Press, 1995)〔富沢克・長谷川一年・ the Politics of Difference (Princeton: Princeton University Press, 1990); Yael Tamir, Liberal Nationalism (Princeton:
- (E) Harry Brighouse, School Choice and Social Justice (Oxford: Oxford University Press, 2000); Adam Swift, Hou Justify Capitalism? (Oxford: Oxford University Press, 1995)〔後藤玲子・齊藤拓訳『ベーシック・インカムの哲学 and Thomas Nagel, The Myth of Ownership: Taxes and Justice (Oxford: Oxford University Press, 2002)〔伊藤恭彦訳 Not to Be a Hypocrite: School Choice for the Morally Perplexed Parent (London: Routledge, 2003); Liam B. Murphy 『税と正義』(名古屋大学出版会、二〇〇六年)〕; Philippe van Parijs, *Real Freedom for All: What (If Anything) Can*

- de-Shalit, Disadvantage (Oxford: Oxford University Press, 2007). Rights and Obligations of Economic Citizenship (Oxford: Oxford University Press, 2003); Jonathan Wolff and Avner すべての人にリアルな自由を』〈新装版〉 (勁草書房、二○○九年)]; Stuart White, Civic Minimum: On the
- (२) Neumann, "Political Philosophy," p. 307.
- 71 131 - 255.Cécile Laborde (ed.), "Special Issue: Rawls in Europe," European Journal of Political Theory 1/2 (October 2002)
- (2) Wolff, "The History of Analytic Political Philosophy."
- 73 るから。) 政治哲学における多様な方法論については、松元雅和「訳者解題 であること、より良い区別を設けること、より良い論証を提出することが、かれらがその著作で行っていることであ あれ活用されてしかるべきであると思われる。(少なくとも、分析的政治哲学者の著作に関して、その真偽や有用性 水準のさらなる向上や有意義な対話には不可欠であり、もし分析的アプローチがそれに資するのであれば、どの国で の多様性」D・レオポルド/M・スティアーズ編(山岡龍一・松元雅和監訳)『政治理論入門 の評価をする際に、明晰化・区別・論証といった分析的特徴を踏まえることは当然である――というのも、より明晰 〈慶應義塾大学出版会、二○一一年)、三一七─三三四頁においてより詳細を論じた。 私見では、分析系であれ非分析系であれ、何らかの方法論やディシプリンを共有しながら研究を推進することが -政治理論における方法とアプローチ 方法とアプローチ